

神奈川県犯罪被害者等見舞金給付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 遺族見舞金及び重傷病見舞金（第3条～第7条）
- 第3章 転居見舞金（第8条～第11条）
- 第4章 その他（第12条～第17条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、神奈川県犯罪被害者等支援条例（平成21年神奈川県条例第3号）第11条の規定に基づき、犯罪被害者等の経済的な負担を軽減することを目的として神奈川県が給付する神奈川県犯罪被害者等見舞金について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害者 犯罪行為による生命又は心身に対する被害を受けた者をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその遺族をいう。
- (4) 重傷病 当該負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要する（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断されたものとする。

第2章 遺族見舞金及び重傷病見舞金

（遺族見舞金及び重傷病見舞金）

第3条 知事は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族に対する見舞金（以下「遺族見舞金」という。）及び重傷病を負った者に対する見舞金（以下「重傷病見舞金」という。）を給付する。

(遺族見舞金及び重傷病見舞金の給付額及び給付対象者)

第4条 遺族見舞金及び重傷病見舞金の給付額及び給付対象者は、次の各号に定めるところとする。

なお、重傷病見舞金の給付を受けた犯罪被害者が当該重傷病見舞金の給付の原因となった犯罪行為により死亡した場合には、給付額の合計の上限を70万円として給付することとする。

(1) 遺族見舞金

ア 給付額

70万円

イ 給付対象者

犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（次号に定める見舞金の給付後に死亡した者の遺族を含む。）であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する次条第3項及び第4項に定める第1順位の遺族

(2) 重傷病見舞金

ア 給付額

40万円

イ 給付対象者

犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において県内に住所を有するもの

2 前項各号に掲げる見舞金について、給付対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住している場合は、県内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により「県内に住所を有している者」とみなすことができる。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の給付対象者の範囲は、犯罪被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡当時、胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡当時、当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子とし、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の給付対象者の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に

掲げる者の間の順位は、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母においては養父母を先にし、実父母を後にする。ただし、第1順位の遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、当該見舞金の給付を受けることができる遺族としない。

(遺族見舞金及び重傷病見舞金の給付要件)

第6条 遺族見舞金及び重傷病見舞金は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすときに給付するものとする。

- (1) 犯罪被害を受けた際、警察に被害が申告されており、かつ、当該申告の事実が警察等の関係機関への照会等により知事が確認できること。
- (2) 次条第1項又は第2項の規定による申請がなされた時点において、犯罪被害を知った日（犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。ただし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条第1項各号に定める危険運転致死傷にあっては、故意による犯罪であることを知った日をいう。）から2年を経過しておらず、かつ、犯罪被害が発生した日から7年を経過していないこと。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。
- (3) 重傷病見舞金の給付を受けた犯罪被害者が当該見舞金の給付の原因となった犯罪行為により死亡した場合、死亡した時点において、当該犯罪行為が行われた時から2年を経過していないこと。

(遺族見舞金及び重傷病見舞金の給付申請)

第7条 遺族見舞金の給付を申請しようとする場合は、神奈川県犯罪被害者等見舞金申請書（第1号様式）及び犯罪被害に関する申立書（第2号様式）に、次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請者の代理人が代理申請することができる。

- (1) 申請者が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (2) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

- (3) 申請者の氏名及び生年月日並びに犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
 - (4) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書等）
 - (5) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡等を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
 - (6) 申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
 - (7) 遺族見舞金の給付を受けることができる遺族が2人以上あるときは、神奈川県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・転居見舞金）受給代表者決定申出書（第3号様式）
 - (8) その他、知事が必要と認める書類
- 2 重傷病見舞金の給付を申請しようとする場合は、神奈川県犯罪被害者等見舞金申請書（第1号様式）及び犯罪被害に関する申立書（第2号様式）に、次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請者の代理人が代理申請することができる。
- (1) 申請者が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
 - (2) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書
診断書は、受傷の内容又は疾病名、受傷日、療養期間、入院日数（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状により労務に服することができない日数）が明記されたものであること。
 - (3) その他、知事が必要と認める書類

第3章 転居見舞金

（転居見舞金）

第8条 知事は、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になり、転居が必要と認められる犯罪被害者等に見舞金（以下「転居見舞金」という。）を給付する。

（転居見舞金の給付額及び給付対象者）

第9条 転居見舞金の給付額は20万円とし、給付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 給付対象者

犯罪被害者及び次のいずれかに該当する犯罪被害者の遺族とする。

ア 犯罪被害者の配偶者であって、犯罪被害者が被害を受けた際に犯罪被害者と同居していた者

イ 犯罪被害者の二親等以内の親族であって、犯罪被害者が被害を受けた際に犯罪被害者と同居していた者

ウ ア及びイに準じる者で、特に必要であると知事が認める者

(2) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有すること。ただし、給付対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住している場合は、県内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により「県内に住所を有している者」とみなすことができる。

(3) 犯罪被害者が被害を受けた犯罪行為が、次のいずれかの犯罪に該当すること。

ア 殺人、強盗致死傷、性犯罪（刑法に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪に限る。）。また、これらの犯罪については未遂を含む。

イ 逮捕・監禁、略取・誘拐、傷害致死又は全治1か月以上の傷害

ウ その他見舞金の給付が特に必要であると知事が認める犯罪行為

(4) 犯罪被害者等が、次のいずれかに該当する者であること。

ア 犯罪により住居が滅失し又は著しく損壊したために居住することができなくなった者

イ 従前の住居又はその付近において犯罪が行われたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となった者

ウ 犯罪による傷病や後遺障害、家族構成員の死亡等により、自宅における従来生活を維持することが困難になった者

エ その他見舞金の給付が特に必要であると知事が認める者

(5) 申請者が未成年者の場合は、転居に関して保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）の同意を得ていること。

2 遺族に対する転居見舞金の給付対象者の順位は、第5条第1項各号の順序とする。この場合において、父母においては養父母を先にし、実父母を後にする。ただし、第1順位の遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

(転居見舞金の給付要件)

第10条 転居見舞金は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすときに給付するものとする。

(1) 犯罪被害を受けた際、警察に被害が申告されており、かつ、当該申告の事実が警察等の関係機関への照会等により知事が確認できること。

(2) 次条の規定による申請がなされた時点において、犯罪被害を受けた日（ただし、犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が当該死亡の事実を知った日をいう。）

から2年を経過しておらず、かつ、犯罪被害が発生した日から7年を経過していないこと。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(転居見舞金の給付申請)

第11条 転居見舞金の給付を申請しようとする場合は、神奈川県犯罪被害者等見舞金申請書(第1号様式)及び犯罪被害に関する申立書(第2号様式)に、次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請者の代理人が代理申請することができる。

また、知事が認める場合は、書類の一部を省略し、又は他の書類で代替することができるものとする。

(1) 第9条第1項第1号の犯罪被害者に該当するとき

ア 申請者が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者であることを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票等)

イ 転居に際して、転居予定日、転居先がわかる契約書、見積書、内訳書等

ウ 従前の住居及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類(転居が予定の場合にあっては、転居予定の住所を明らかにすること。)

エ その他、知事が必要と認める書類

(2) 第9条第1項第1号の犯罪被害者の遺族に該当するとき

ア 犯罪行為により死亡した者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者であり、かつ、申請者と犯罪被害者が同居していたことを証明することができる書類(住民票の写し、戸籍の附票等)

イ 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

ウ 申請者の氏名及び生年月日並びに犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

エ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類(住民票の写し、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書等)

オ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類(先順位の人死亡等を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本)

カ 転居見舞金の給付を受けることができる遺族が2人以上あるときは、神奈川県犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金・転居見舞金)受給代表者決定申出書(第3号様式)

キ 転居に際して、転居予定日、転居先がわかる契約書、見積書、内訳書等

ク 従前の住居及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類（転居が予定の場合にあつては、転居予定の住所を明らかにすること。）

ケ その他、知事が必要と認める書類

(3) 前2号に掲げる申請が転居前に行われた場合、転居後速やかに、転居報告書（第4号様式）に、転居後の住所を示す書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第4章 その他

（見舞金の給付決定等）

第12条 知事は、第7条、第11条の規定による申請があつた場合は審査を行った後、見舞金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行わなければならない。

2 知事は、前項の決定を行った時は、速やかに、神奈川県犯罪被害者等見舞金審査結果通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項に規定する見舞金の審査に際し、当該申請内容について調査をすることができる。この場合、知事は神奈川県犯罪被害者等見舞金申請書（第1号様式）、犯罪被害に関する申立書（第2号様式）及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、見舞金の給付決定後においても適用があるものとする。

（見舞金を給付しないことができる場合）

第13条 知事は、次の各号に掲げる場合は、見舞金を給付しないことができる。

(1) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が、当該犯罪被害につき、他の都道府県から当該見舞金と同種の給付を受けているとき。

(2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 犯罪被害者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であつて、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条に定める給付金の交付における暴力団排除に該当するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者、その遺族又は家族と加害者との関係その他の事情から判断して、遺族見舞金、重傷病見舞金及び転居見舞金を給付することが社会通念上適切でないとき知事が認めるとき。

（見舞金の請求）

第14条 第12条に規定する通知により見舞金の給付決定を受けた者は、神奈川県犯罪被害

者等見舞金請求書（第6号様式）により、知事に当該見舞金の給付を請求するものとする。

（見舞金の給付決定の取消）

第15条 知事は、見舞金の給付決定を受けた者が当該給付を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 知事は、見舞金を給付する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

（見舞金の返還）

第16条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金が給付されているときは、当該見舞金の給付を受けた者は知事が定める日までに見舞金を返還しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の給付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪被害について適用する。